

# 青森県報

第四千五百七号

平成三十年  
九月二十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の名称の変更の届出……………(こどもみらい課) ……二

## 告 示

### 青森県告示第六百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名 称	居宅介護事業所
所在地	指定年月日

浅原 秀一

十和田市西三  
七番町一五の三

居宅療養  
管理指導

浅原歯科医院

十和田市西三  
七番町一五の三

平成  
三六・一・一

### 青森県告示第六百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	
十和田市西三 七番町一五の三	居宅療養 管理指導	浅原歯科医院	十和田市西三 七番町一五の三	平成 三六・一・一

### 青森県告示第六百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十五条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名 称	居宅介護事業所
所在地	廃止年月日

青森県告示第六百五十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十四の規定により、次の

〃	〃	株式会社ラパ	名 称	介 護 予 防 事 業 者
〃	〃	〇八戸市石堂二丁目二四の三	主たる事務所の所在地	
〃	〃	介護予防 居宅療養 管理指導	介 護 予 防 事 業 の 種 類	
五戸東薬局	五戸調剤薬局	百石調剤薬局	名 称	介 護 予 防 事 業 所
三戸郡五戸町 字鍛冶屋窪上 ミ三四の一	三戸郡五戸町 四正場沢三の	上北郡おいらせ町上明堂九の三	所 在 地	
〃	〃	平成 三〇・六・三〇	廃 止 年 月 日	

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年九月二十六日

〃	〃	株式会社ラパ	名 称	介 護 予 防 事 業 者
〃	〃	〇八戸市石堂二丁目二四の三	主たる事務所の所在地	
〃	〃	居宅療養 管理指導	介 護 予 防 事 業 の 種 類	
五戸東薬局	五戸調剤薬局	百石調剤薬局	名 称	介 護 予 防 事 業 所
三戸郡五戸町 字鍛冶屋窪上 ミ三四の一	三戸郡五戸町 四正場沢三の	上北郡おいらせ町上明堂九の三	所 在 地	
〃	〃	平成 三〇・六・三〇	廃 止 年 月 日	

とおり指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

平成三十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
共創未来しんまち薬局	しんまち薬局		スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	平成 三〇・八・二六
	むつ市新町一〇の一二		共創未来五所川原薬局		三〇・九・八

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭